

## 重要事項説明書

2025年(令和7年)度

社会福祉法人光琳会 こうりん保育園

『保育所保育指針』は「基本原則」の中で、「(保育所は子どもの)健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。」と定めています。こども家庭庁の発足にあわせて、令和5年4月1日より、こども基本法が施行されています。そして、「家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。」とも述べています。

「子どもの最善の利益」を大切な基本とし、私ども「こうりん保育園」が保護者様の大事なお子様をお預かりする上では、当園と保護者様の間に長期にわたる信頼関係を構築していくことが前提となります。つきましては、集団の中でお子様をお預かりする基本として、以下の点をご理解ください。

- 1) 「保育園は、保護者の就労、出産、疾病等の理由により、保育が必要なお子さんをお預かりする施設です。そのため、お仕事がお休み等により家庭保育が可能な場合は、原則として登園を控えていただくようご協力をお願いします。ただし、保護者やきょうだいの体調不良時や在籍園の行事への参加等のため、必要に応じてお子さんをお預かりできる場合もありますので、在籍園にご相談ください」(「町田市2・3号児 在園のしおり」より抜粋)。

保護者が恒常的に下記に該当する理由で家庭保育ができない場合に認定資格が生じます。保育を必要とする事由は市が認定します。保育を必要とする事由と保護者の状況に応じて、お子さんが保育園等を利用できる時間が「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類に区分されます。

①就労、②疾病、負傷又は心身障がい、③介護又は看護、④災害、⑤就学、⑥出産、⑦育児休業、⑧休職、⑨両親不存在、⑩その他

- 2) 保育園は子どもたちがそれぞれにかかわりあいながら、さまざまなことを試し、興味を広げ、育っていく場所です。活動に伴う怪我(顔や歯、目のケガ、骨折等も含む)、かかわりあいに伴うかみつきやひっかき、ケンカなどはどうしても起こります。日々の教育・保育においては、乳幼児の主体的な活動を尊重し、支援する必要がある、子どもが成長していく過程で怪我が一切発生しないことは現実的には考えにくいものです。そうした中で、保育園における事故、特に、死亡や重篤な事故とならないよう予防と事故後の適切な対応を行います。

- 3) 保育園は子どもが集団で過ごす場所であり、「子どもの最善の利益」とは、「保育所で過ごす子どもたちの最善の利益」でもあります。お子様は日々、集団の中で生活している

という点を認識していただき、集団での保育や他の子どもたちに望ましくない影響が起りうることはお控えください。

- 4) お子様をお預かりする上で重要な情報（例：家庭での発熱、嘔吐等の体調不良や家庭での投薬、ご家庭や登園中に起きたケガ等）は、こちらがお尋ねしなくても、必ず毎朝、事実をお伝えください。保護者の皆さまと当園の間の信頼関係の基本となり、お子様をお守りする基本となりますので、事実を隠す、事実と異なることを伝える等はなさないでください。在園中に発症した疾患、診断された疾患についても同じようにお伝えします。
- 5) お子様の成長・発達に関するできごと、私どもが気づいた点は、小さなことであっても明確にお伝えします。保護者の方にとっては、良いことばかりではなく、聞きたくないとお感じになること、認めたくないとお感じになることもあると思いますが、未就学期の気づき、特にご家庭の環境とは異なる（長時間の）集団生活の中の気づきは、お子様の育ちと将来に深く関わることも多々あります。どんな変化であれ、できる限り早く気づいて必要な対応をすることがお子様の将来の良い結果につながります。また、当園からお伝えする内容等に保護者の方がご対応いただけない場合（例：虐待やネグレクト、発達に伴う課題等）、自治体の関係部署に連絡・通報することもあります。
- 6) 各種感染症については、子ども家庭庁が定める『感染症対策ガイドライン』をもとに対応します。集団生活の場ですから、飛沫・空気・接触感染を予防することは困難ですが、感染機会を下げる取り組み（手洗い、流行時や流行が疑われる時の消毒、流行時のマスク着用等）を行います。感染機会を下げ、重篤化を防ぐため、体調不良時は早めに受診する、家庭で過ごす等をお願いします。

例えば、保育所ではインフルエンザ、ノロウイルス感染症等の集団感染がしばしば発生しますが、これらの感染症においては、ほぼ症状が消失した状態となった後でも患者がウイルスを排出していることがあります。このため、罹患児が症状改善後すぐに登園することにより、病原体が周囲に伝播してしまう可能性があります。保育所内での感染を防止するためには、それぞれの感染症の特性を考慮した上で、症状が回復して感染力が大幅に減少するまでの間、罹患児の登園を避けるよう保護者に依頼する等の対応を行うことが重要です。（「感染症対策ガイドライン」より抜粋）
- 7) ならし保育と体調不良時のお迎えにご協力ください。乳幼児が睡眠中などに突然死する乳幼児突然死症候群（SIDS）発症による「死亡事故」は、預け始めの時期に多いことが統計的にわかっています。全国の保育園で年間の死亡事故の11%が入園した1週間以内に起きており、1カ月以内で約30%になります。子どもは成長とともに新しい環境に順応する力をつけていきますが、3歳児未満の子どもにとっては、保護者から離れて一人で保育園で過ごすことが、想像以上の大きなストレスになっていると考えられています。預け始めの1カ月については体調が悪くなるお子様が多いです。本園では、2週間ならし保育期間をお願いしています。子どもの健康状態が急変した場合は、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。園と保護者がいつでも連絡を取りあえるよう、職場の電話、携帯電話、園アプリの個別連絡等から2つ以上のアクセスを確保し、緊急時の連絡が確実にとれるようにしてください。

8) 食費等、定められた諸経費につきましては、滞りなく納めてください。

以上の点のいずれかにつきまして、「子ども（たち）の最善の利益」という目標を果たし得ないと考えられる場合、当園としてはご要望その他をお受けしきれないと判断した場合、及び／または、当園と保護者の間の信頼関係構築に支障をきたす場合、または支障をきたすと予測される場合には、当園としても対応を検討させていただきますこと、まずはご理解ください。

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体（法人本部）

事業者の名称	社会福祉法人 光琳会
事業者の所在地	東京都町田市玉川学園3-35-48
事業者の電話番号・FAX	042-725-2166 042-710-0206
代表者氏名	理事長 近藤國男
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業 保育所の経営

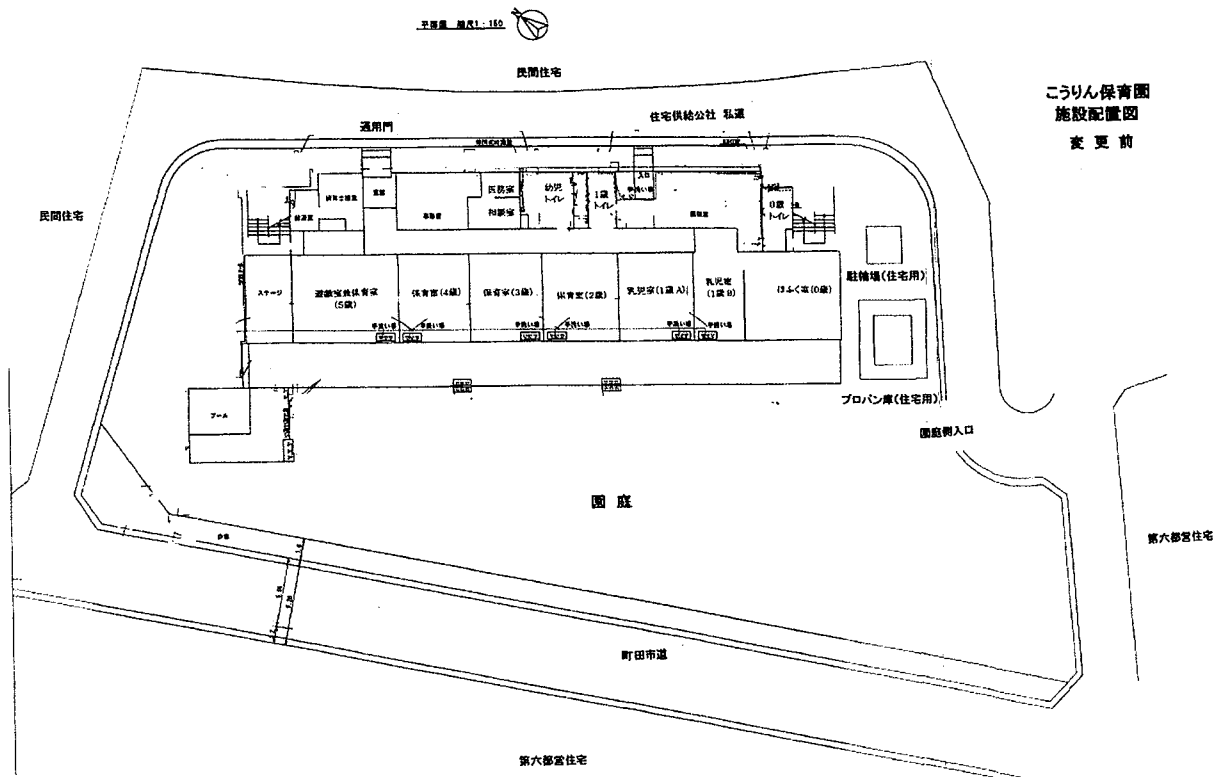
2 本施設の概要

種 別	保育所					
名 称	こうりん保育園					
所 在 地	東京都町田市金森7-6-1					
電 話 番 号 ・ F A X	042-725-7070 042-727-2822					
ホ ー ム ペ ー ジ	<a href="https://www.kourin.site/">https://www.kourin.site/</a> 					
施 設 長 氏 名	村上 元章					
開 設 年 月 日	1973年（昭和48年）5月1日					
入 園 の 年 齢	0歳児（生後57日目以降）から、小学校就学前までの乳幼児					
利 用 定 員 （ 年 齢 別 ）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	9人	15人	14人	13人	16人	18人
取 扱 う 保 育 事 業	延長保育事業、ひろば事業					
事 業 所 番 号	1320951000257					

3 施設・設備の概要

敷 地 面 積		1,810.00㎡ (東京都都市整備局有地)	
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 3階建ての1階部分 (都営町田金森アパート1号棟) 昭和48年3月建築/平成24年8月改修	
	延床面積	497.64㎡	
施設設備の 数と面積	乳児室 ほふく室	2室	96.99㎡
	保育室 遊戯室	4室	150.56㎡
	調理室	1室	34.01㎡
	調乳室	1室	3.42㎡
	幼児用トイレ	10個	20.45㎡
	医務室	1室	4.98㎡
	事務室	1室	24.25㎡
	乳児用トイレ	2室	19.02㎡
	保育士室	1室	13.44㎡
設 備 の 種 類	プール、冷暖房等		
屋外遊戯場(園庭)	屋外遊戯場	700㎡	

園舎平面図



4 施設の目的、運営方針

<p>目 的</p>	<p>保護者や同居の家族、その他親族が仕事やそのほかの理由によって、乳幼児を家庭で保育できない時に安心してお子様を預けていただける認可保育所です。</p> <p>法律及び条例に基づいて、本園を利用する小学校就学前の子どもの保育を行うことを目的とします。</p>
<p>運 営 方 針</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 子どもを温かく受容し、子どもが安心感と信頼感をもって生活できる環境を提供します。</li> <li>2 子どもの意思及び人格を尊重して、子どもの立場に立った保育を行います。</li> <li>3 保育園と保護者が連携を密にし「保育所保育指針」に基づいて、各年齢や一人ひとりの発達にふさわしい保育内容を実施します。</li> <li>4 保護者に対しその意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助にあたります。</li> <li>5 保育園に関わるすべての人に対し、心のこもった福祉サービスを提供します。</li> <li>6 地域に開かれた保育園をめざします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て家庭への支援</li> <li>・学校、他保育園、老人福祉施設との交流</li> <li>・中・高・大学生のボランティアや職場体験の受け入れ</li> </ul> </li> </ol>

5 職員体制（令和6年3月1日現在）

施 設 長	1人（資格： 保育士 ）
主 任 保 育 士	1人（常勤： 1人、非常勤 0人）
保 育 士	23人（常勤： 8人、非常勤 15人）
調 理 員（栄養士除く）	4人（常勤： 2人、非常勤 2人）
看 護 師	1人（常勤： 1人、非常勤 0人）
栄 養 士	1人（常勤： 1人、非常勤 0人）
事 務 員	2人（常勤： 2人、非常勤 0人）
そ の 他（用務等）	2人（常勤： 0人、非常勤 2人）

6 保育・教育を提供する日

開 所 日	年末年始、祝日を除く月曜日から土曜日
休 所 日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

7 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

月 曜 日 から 金 曜 日	午前7時00分から午後7時00分まで
土 曜 日	午前7時00分から午後7時00分まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月 曜 日 から 金 曜 日 の 保 育 時 間（11時間）	午前7時00分から午後6時00分まで
土 曜 日 の 保 育 時 間（11時間）	午前7時00分から午後6時00分まで
延 長 保 育 時 間	夕：午後6時01分から午後7時00分まで ※電車遅延による遅れや駐車待ち等による遅れもカウントされます。時間には余裕をもってお越しく下さい。

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の 保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育時間	朝：午前7時00分から午前8時29分まで 夕：午後4時31分から午後7時00分まで ※電車遅延による遅れや駐車待ち等による遅れもカウントされます。時間には余裕をもってお越しください。

(4) 保育時間の決定

<p>基本的には、保護者の日常の勤務時間プラス通勤時間から保育を必要とする状況を考慮して、登降園の時間を決めさせていただきます。</p> <p>保育可能時間 7:00～19:00のうち「勤務時間+通勤時間=利用時間」となります。</p> <p>※保育標準時間認定に関する保育時間、あるいは、保育短時間認定に関する保育時間外は延長保育（別料金）がかかりますのでご注意ください。</p>
---

(5) 土曜日の保育利用にあたっては、次の点に留意してください。

<p>以下のいずれかに当てはまる場合が土曜保育の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご両親共に土曜日に就労している。</li> <li>・祖父母やご家族等でお子さんを見ることができない。</li> <li>・通院や介護などで子どもの面倒を見ることができない。</li> <li>・急な用事が発生した為子どもの面倒を見ることができない。</li> </ul> <p>保育園に提出していただく書類 ※不足している場合はお受けいたしかねます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 緊急連絡先・必要保育時間等 調査書</li> <li>2) 延長・土曜保育申請書</li> <li>3) 勤務証明書</li> <li>4) 前月25日までの土曜保育依頼書</li> </ol> <p>※依頼書提出後、変更がある場合は、保育士の配置や食事の手配が必要となるため、遅くとも木曜日までに保育園に届け出てください。急な変更はお受けできないことがありますのでご了承ください。</p>
---



<p>土曜保育と平日保育との違い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平日保育と違い、登園する子どもたちや保育士の数が少ない為、他クラスとの合同保育となります。</li> </ul>
---

8 利用料金

利用料（利用者負担）	<p>保護者が居住する市町村が定める利用料</p> <p>※幼児教育・保育の無償化に伴い、下記のとおり無償</p> <p>2号認定：全ての児童を対象に無償</p> <p>3号認定：市民税非課税世帯を対象に無償</p>
延長保育料	<p>単発利用</p> <p>150円/15分（15分を1コマとして計算）</p> <p>定期利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準時間保育認定の方 3,600円/月額上限</li> <li>・短時間保育認定の方 14,400円/月額上限</li> </ul> <p>※あらかじめ「延長保育申請書」と「勤務証明書」をご提出ください。</p>
延長保育料 （兄弟、姉妹が在園での利用 の場合、第2子以降に適用）	<p>単発利用</p> <p>80円/15分（15分を1コマとして計算）</p> <p>定期利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準時間保育認定の方 1,920円/月額上限</li> <li>・短時間保育認定の方 7,680円/月額上限</li> </ul> <p>※あらかじめ「延長保育申請書」と「勤務証明書」をご提出ください。</p>
延長保育料免除制度	<p>通常の保育料が減免（A・B階層）のご家庭は、保護者からの申請に基づき延長保育料が免除になります。年2回発行される「保育料決定通知書」を添えて申請してください。</p>
お迎えが閉園時間を 過ぎた場合の料金	<p>19:01-19:05 500円/回</p> <p>19:06以降 1,000円/回</p>
給食費	<p>6,000円/月額（3～5歳児）</p> <p>※3～5歳児クラスの保育料は無償になりますが、給食費は、在籍園に直接お支払していただくこととなります。なお、0～2歳児クラスについては、給食費は保育料に含まれています。</p>
給食費の負担軽減制度	<p>「町田市 2・3号児 在園しおり」をご確認ください。</p>

9 支払方法

口座引落 前月分を毎月26日（休日場合は翌日）
----------------------------

10 提供する教育・保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。
--

<毎日の保育・教育の流れ>

時間	乳児	幼児
7:00	開園、保育標準時間（11時間）開始 順次登園 ↓	開園、保育標準時間（11時間）開始 順次登園 ↓
8:30	保育短時間（8時間）開始 順次登園	保育短時間（8時間）開始 順次登園
9:30	おやつ 遊び（室内外）・散歩	・遊び（室内外） 課題保育 ↓
10:00	↓	↓
10:45		
11:15		食事（年齢によって前後します）
12:00	お昼寝 （年齢によって前後します）	
12:30	目覚め	お昼寝（年齢によって前後します） 目覚め
15:00		おやつ
16:30	保育短時間終了	保育時間短時間終了
18:00	保育標準時間終了	保育時間標準終了
19:00	閉園	閉園

食事提供時間

0歳児	10:45	3歳児	11:15
1歳児	10:55	4歳児	11:25
2歳児	11:05	5歳児	11:35

※ 通院等で食事の提供時間を過ぎて登園する場合は、ご自宅等で食事を取ってから登園してください。

お散歩のコース

園庭以外に、近隣にある金森防災市民いこいの広場などにお散歩に行きます。

<全体的な計画>

ク ラ ス	年 齢 別 保 育 ・ 教 育 目 標
0 歳 児	生理的欲求を満たし生活リズムをつかむ
1 歳 児	行動範囲を広げ探索活動を盛んにする
2 歳 児	象徴機能や想像力を広げながら集団活動に参加する
3 歳 児	身近な仲間や自然等の環境と積極的に関わり、意欲をもって活動する
4 歳 児	信頼感を深め、仲間とともに感情豊かな表現をする
5 歳 児	集団生活の中で自立的・意欲的に活動し、体験を積み重ねる
そ の 他 (2025 年度 年間行事)	4月 ・ 入園式 ・ 園外保育(幼児クラス) 5月 ・ 園外保育(4、5歳児) ・ 保護者会(全クラス) 6月 ・ 個人面談(全クラス) 7月 ・ プール開き ・ お泊り保育 (5歳児クラス) 9月 ・ 防災引渡訓練 10月 ・ 運動会 (全クラス) ・ 秋祭りごっこ ・ 大地沢遠足 (4、5歳児クラス) ・ 芋ほり 11月 ・ ミニ動物園 12月 ・ こども会 (生活発表会) ・ 消防署見学 ・ もちつき 1月 ・ 卒園記念写真 (5歳児クラス) 2月 ・ 節分行事 ・ 観劇会 ・ ごっこ遊び 3月 ・ ひなまつり ・ お別れ会 ・ 小学校見学 (5歳児クラス) ・ 卒園式

	その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・お誕生会（毎月 20 日前後）</li> <li>・身体測定（毎月 1 回）</li> <li>・災害避難訓練（毎月 1 回：火災、地震、水害）</li> <li>・不審者対応訓練（年 2 回）</li> <li>・定期健康診断（年 2 回、0 歳児は年 4 回）</li> <li>・歯科検診（年 1 回）</li> <li>・新入園児説明会（2 月～3 月）</li> </ul>
--	--

<クラス編成>

年 齢	クラス名
0 歳児	みるく組
1 歳児	りす組
2 歳児	うさぎ組
3 歳児	こぐま組
4 歳児	きりん組
5 歳児	ぞう組

11 給食等について

	提供内容				
	午前おやつ	昼食		午後おやつ	補食
		主食	副食		
0 歳児	○	○	○	○	完了食になってから
1 歳児	○	○	○	○	○
2 歳児	○	○	○	○	○
3 歳児	—	○	○	○	○
4 歳児	—	○	○	○	○
5 歳児	—	○	○	○	○

<給食の提供にあたって>

- ・ 自園調理を行っています。
- ・ 衛生管理マニュアルなどに従い提供します。
  - ・ 栄養管理
  - ・ 食育の取組 など

<アレルギー対応について>

当園は、町田市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、こうりん保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき適切な対応に努めています。

- ・ アレルギー対応
- ・ 生活管理指導表の提出、除去食の提供 など

12 利用の開始及び終了

利用者の内定	保育が必要な事由に基づき認定を受け、町田市が行う利用調整により入園する保育園が決まります。詳しくは町田市入園のしおりをご覧ください。
利用の決定	当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意後に保育の提供を開始する
退園理由	① 利用継続が不可能であると町田市が認めたとき ② 保護者から退園の申出があったとき ③ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

13 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時にご用意いただくもの

- ・保育所入所申込書
- ・児童票
- ・健康カード
- ・緊急連絡先・必要保育時間等 調査書
- ・生活調査（0、1歳児のみ）
- ・離乳食に関する調査（0歳児のみ）
- ・食品調査書（1歳児～5歳児）
- ・セキュリティカード申し込み
- ・アレルギー対応について
- ・個人情報使用同意書
- ・個人情報保護に関する誓約書
- ・写真・動画掲載の調査
- ・口座振替申込書

その他、各年齢によって異なりますので、別途配布する資料をご確認ください。

(2) 毎日持参いただくもの

各年齢によって異なりますので、別途配布する資料をご確認ください。

(3) 服装について

- ・動きやすく、脱ぎ着しやすい服装で登園をお願いします。
- ・つなぎ、フードや紐付きの衣類、スカートやタイツ、スカートズボンは危険ですので、ご遠慮ください。裾が長いものは、裾上げをお願いします。

(4) その他ご用意いただくもの

敷布団は当園で用意したものを使用していただきますが、掛布団は各自用意してください。敷布団カバーは、1週間に1度持ち帰り洗濯をお願いします。  
その他、各年齢によって異なりますので、別途配布する資料をご確認ください。

## 14 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

1) 園アプリに登園、降園予定の入力をお願いします。お仕事の都合等で登降園時間が変更となる場合は必ずご連絡ください。ご連絡がない場合、職場および事業所にご連絡させていただく場合がございます。

2) セキュリティカードを使って、園庭側の門扉を開錠し、ドア上部のスナップ錠をスライドさせてお入りください。セキュリティカードをお忘れの場合は、インターフォンでクラス名と園児名をお知らせください。扉が閉まり施錠されたことを確認し、ドア上部のスナップ錠をしめてください。園舎から外部に出るときは、開錠ボタンを押して、ドアが開錠され、園児が飛び出ることがないように周りをご確認のうえ、ドアを開けて出てください。開錠ボタンは、保護者自身で操作し、園児がボタンを押すことがないようにしてください。ドアが閉まり、施錠されたことを確認し、ドア上部のスナップ錠をスライドさせて閉めてください。

3) 登園・降園時には、タブレットでの打刻をお願いします。

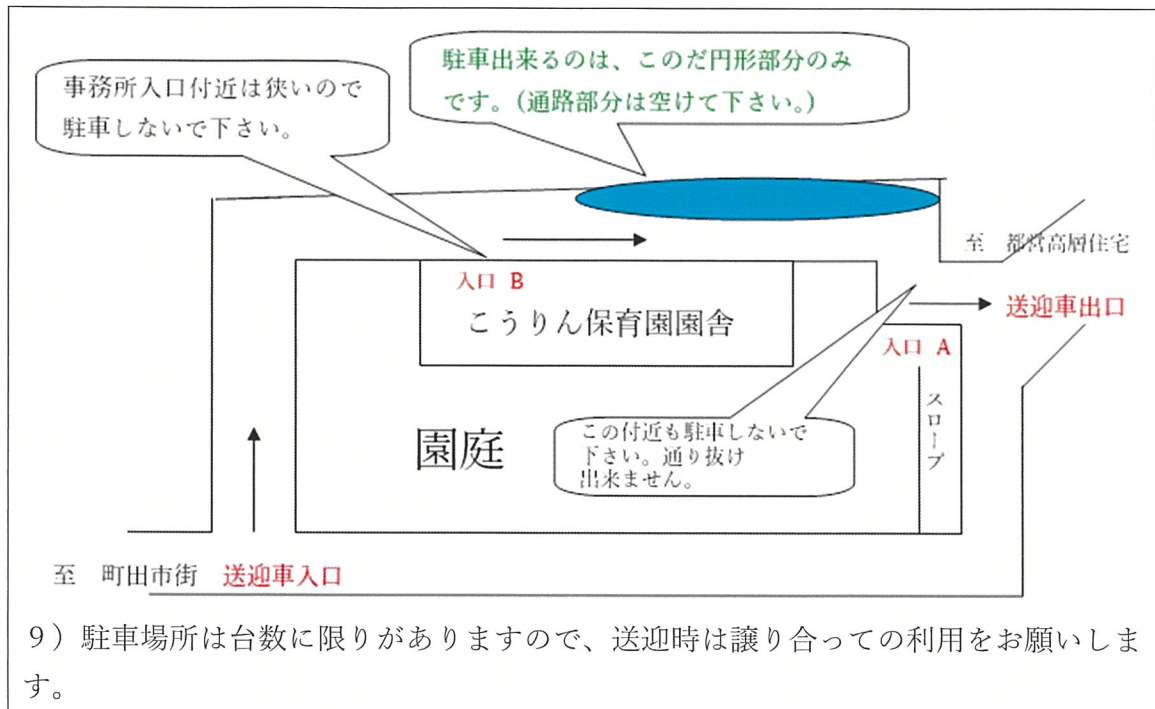
4) お子様の園生活のリズムを整えるため、**午前9時00分までに登園**してください。通院後の登園など遅刻する場合は、事前に連絡の上、食事提供時間までの登園をお願いします。食事提供時間を過ぎる場合は、食事を取ってからの登園をお願いします。午前11時30分から午後4時00分までは、園庭側の門扉(入口A)が利用できませんので、反対側の事務所横の玄関(入口B)の利用をお願いします。

5) **病気で欠席する場合は、午前9時00分までに電話でご連絡ください。**症状等について担任、あるいは、看護師にお伝えください。病欠以外の場合はキッズリーへの入力だけでも構いません。また、送迎時間に変更のある場合もご連絡をお願いします。

6) 保護者がお休みの日は、家庭保育をお願いします。やむを得ない場合はお預かりすることがありますが、預ける場合は、理由を説明して頂き、通常通り午前9時00分までの登園、早めのお迎えをお願いします。当日の緊急連絡が取れないなどの場合は、お預かりできませんのでご了承ください。

7) 送迎は保護者の責任で行い、やむを得ない事情で保護者以外の方に依頼する場合は、事前に必ず園にご連絡ください。**お迎えの方の身元確認ができない場合は、お子様をお渡しできないことをご了承ください。**

8) 自動車または自転車で、登園・降園される方は、必ず所定の駐車場所に駐車いただき、園の付近に一時停車等する事のない様、ご協力をお願いします。お荷物のないときや近所の方は、徒歩、自転車での登・降園にご協力下さい。



(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

- 1) お仕事が終わる次第、速やかにお迎えにきていただけますようお願い致します。  
※家事やお買い物、その他の用事を済ませてからの迎えはかたくご遠慮致します。
- 2) 嘔吐、下痢のついた衣類は、二次感染防止のため、園では洗えません。袋に入れて専用 BOX に入れておきますので、持ち帰りをお願いします。お持ち帰りしていただく場合は、事前に園アプリ等でお知らせいたします。

(3) 登降園で利用する出入口

時間帯により、登降園の出入口が変わります。

平日	07:00-11:30 園庭側(入口 A)
	11:31-15:59 事務所側(入口 B)
	16:00-19:00 園庭側(入口 A)
土曜日	07:00-11:30 園庭側(入口 A)
	11:31-19:00 事務所側(入口 B)

15 保育園と保護者との連携について

保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの 24 時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。



16 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施します。

毎月 1 回全クラスで身体測定を行います。頭囲と胸囲は年 2 回測定します。

原則、全園児を対象に下記の健康診断を実施します。ただし当該児の様子に応じて対応を検討することがあります。

園児健康診断 年 2 回（春と秋）  
 歯科健診 年 1 回

(2) 健康管理、病気のときの対応

【体調不良時の登園について】

下記の場合は登園を控えていただくようお願いします。

- ・ 37.5℃以上の発熱をしている（当日発熱の場合）
- ・ 24 時間以内に 37.5℃以上の発熱があった場合（前日発熱の場合）
- ・ 下痢、嘔吐が続いているとき（24 時間以内に 2 回以上の下痢、嘔吐をしている）
- ・ 咳や鼻水がひどく食事や睡眠をとれないとき

【与薬について】

保育園では原則として命に係わるお薬以外はお預かりできません。

17 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、子ども家庭庁の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

保育所では、手足口病、ヘルパンギーナ、インフルエンザ、ノロウイルス感染症等の集団感染がしばしば発生します。園内では、集団での午睡や食事、遊び等では子ども同士が濃厚に接触することが多いため、飛沫まつ感染や接触感染が生じやすくなっています。特に乳児は、床をはい、また、手に触れるものを何でも舐めるといった行動上の特徴があるため、保育室、おもちゃ等の消毒を毎日行っています。日々感染予防の努力を続けていても、保育所内への様々な感染症の侵入・流行を完全に阻止することは不可能です。

これらの感染症においては、ほぼ症状が消失した状態となった後でも患者がウイルスを排出していることがあります。このため、罹患児が症状改善後すぐに登園することにより、病原体が周囲に伝播してしまう可能性があります。保育所内での感染を防止するためには、それぞれの感染症の特性を考慮した上で、症状が回復して感染力が大幅に減少するまでの間、罹患児の登園を避けるようにご理解、ご協力をお願いします。

別途配布する「保育園ご利用にあたってのお願い」に、登園に必要な書類の提出について記載していますので、併せてご確認ください。

- \* 医師記入の「登園許可証」が必要な感染症
- \* 保護者記入の「登園届」が必要な感染症

18 障がい児保育について

子どもの心身の状況や、専門的療育などを慎重に考慮したうえ、その権利を尊重し、統合保育を実践しています。入園を希望される方は、町田市または本園へご相談ください。

19 医療的ケアが必要な児童の保育について

提供しておりません。

20 嘱託医

町田市法人立保育園協会と町田市医師会との嘱託医師委託契約書に基づき、以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	チャイルドクリニック グランベリーパーク院
院長名	千葉 浩介
所在地	東京都町田市鶴間3-3-1 グランベリーパーク ステーションコート2階
電話番号	042-850-7607

21 嘱託歯科医

町田市法人立保育園協会と町田市歯科医師会との歯科医師委託契約書に基づき、以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	チャイルド歯科医院
院長名	宮野 尚久
所在地	町田市原町田5-9-15 永和ビル1階
電話番号	042-726-2308

医療機関の名称	石川歯科医院
医院長名	石川 義洋
所在地	町田市南大谷904 大沢ビル2F
電話番号	042-727-8857

22 地域防災拠点、広域避難場所

保育園近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	町田市役所
広域避難場所	金森防災市民いこいの広場
広域避難施設	町田市南第三小学校
その他の避難施設	金森保育園

23 緊急時における対応

保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

園と保護者がいつでも連絡を取りあえるよう、職場の電話、携帯電話、園アプリ個別連絡等から2つ以上のアクセスを確保し、緊急時の連絡が確実にとれるようにしてください。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

町田警察署	042-722-0110 (代表)
町田消防署	042-795-0119 (南出張所)

24 非常災害時の対策

在園中、災害等が発生した場合は、園児の身の安全を確保します。発災後、身の安全が確保されたら、「緊急管理マニュアル」に基づき、災害の状況によって金森保育園、あるいは、南第三小学校に避難します。その際、園の入口に避難先を掲示します。避難後、「個人票(緊急連絡・引き渡しカード)」に基づき、緊急連絡先に連絡し、避難先まで園児を迎えに来て頂くように依頼します。

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1

回避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防 火 管 理 者	施設長 村上元章
消 防 計 画 届 出 年 月 日	町田消防署 平成15年8月1日
避 難 訓 練	毎月1回、年間12回実施
防 災 設 備	消火器、誘導灯、自動火災報知設備

25 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保 険 の 種 類	ほいくのほけん（旧・全私保連保険制度） 引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社
保 険 の 内 容	基本セット（障害補償コース） * 園賠償責任保険 * 追加被保険者特約 * 初期対応費用特約 * 管理財物保障特約 * 人格権侵害補償特約 * 園児団体傷害保険 ※記名被保険者（以下、「園」）が所有、使用または管理する園施設や保育業務（運動会、遠足、お泊り保育等）の遂行に起因して、保険期間中に日本国内において発生した他人の身体の障害、他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負うことにより被る損害を補償します。
保 険 金 額	（施設賠）対人1名・1事故10億円 対物1事故1,000万円 など

26 災害共済給付

当園に在園する園児の不慮の災害に備えて、独立行政法人 日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。加入にあたり、年度毎に同意書の提出をお願いします。

給 付 の 種 類	日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」
給 付 の 内 容	保育中、登園中及び降園中に発生したけが等について、園の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。

	* 医療費（負傷・疾病） * 障害見舞金 * 死亡見舞金
共 済 掛 金 （ 年 額 ）	掛け金の保護者負担はありません。

27 業務の質の評価について

保 育 所 の 自 己 評 価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い 年1回、自己評価を実施 公表方法：園内掲示
外 部 評 価 ( 第 三 者 評 価 )	実施方法：町田市福祉サービス第三者評価 公表方法：3年に1回（令和5年度実施） 公表先：東京都福祉サービス第三者評価 <a href="https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.htm">https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.htm</a>

28 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相 談 ・ 苦 情 受 付 担 当 者	氏名            主任 阿部美幸 電話番号       0 4 2 - 7 2 5 - 7 0 7 0 電子メール    kourin@mua.biglobe.ne.jp
相 談 ・ 苦 情 解 決 責 任 者	氏名            園長 村上元章 電話番号       0 4 2 - 7 2 5 - 7 0 7 0
第 三 者 委 員	中川 マサイ      電話番号 0 4 2 - 7 2 5 - 3 6 2 7
	役職・肩書等    元 民生・児童委員
	電話番号
	役職・肩書等

受付方法：面接、電話、電子メール、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。園内（玄関の入り口）にご意見箱を設置しています。

29 連携施設（なし）

連 携 施 設 の 種 類	
名 称	
所 在 地	
連 携 協 力 の 概 要	

30 地域の育児支援について

ひろば事業「りりんひろば」を運営しています。  
<https://www.kourin.site/>  
 園の目の前にある都営住宅の集会所を借りて週3日「室内解放」「イベント」「身体測定」等地域の方が気軽に集まれる「ひろば事業」を行っています。

31 小学校等との連携について

保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培います。育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教師との意見交換、研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共有するなどして、保育所保育と小学校教育との円滑な接続に努める。子どもに関する情報共有に関して、就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにします。

育みたい資質・能力は小学校以上の個別の「知識や技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」につながるものです。また、この資質・能力を実現するためにアクティブ・ラーニングを用います。

卒園児の主な入学先は下記のとおりです。  
 南第一小学校、南第三小学校、南第四小学校  
 入所している子どもの資料等（要録）を小学校へ送付します。

32 通報義務

児童虐待を発見した場合、速やかに通告することは国民一般の義務です（児童福祉法第25条、児童虐待防止法第6条）。

児童虐待を発見しやすい立場にある人や団体（保育園等）には、より積極的な児童虐待の早期発見及び通告が義務付けられています。

別紙  
実費徴収について

【対象児童全員から同額を実費徴収する項目】

項目	金額	金額の内訳
セキュリティカード保証金（1枚あたり）	840 円	1 家族 2 枚まで 入園時徴収、退園時返還

項目	徴収単位	金額（円）
給食費（3～5 歳児） 0～2 歳児は保育料に含まれています。	<input type="checkbox"/> 年額 <input checked="" type="checkbox"/> その他（月額）	6,000 円※ （負担軽減制度あり）

※主食費 1,190 円および副食費 4,810 円

【希望者のみ実費徴収する項目】 価格改定 2023 年 10 月 1 日

項目	金額	注記
敷布団カバー	1,890 円	
体操着（半袖）100～125cm	1,440 円	4, 5 歳児のみ
体操着（半袖）130～140cm	1,730 円	4, 5 歳児のみ
体操着（半ズボン）100～125cm	1,250 円	4, 5 歳児のみ
体操着（半ズボン）130～140cm	1,500 円	4, 5 歳児のみ

項目	徴収単位	金額（円）
延長保育料	<input type="checkbox"/> 年額 <input checked="" type="checkbox"/> その他（月額）	利用月の翌月初めに請求します。 （免除制度あり）

